

地位・関係性を利用した性的行為に関する主要国の法制度の概要等

1 アメリカ（州法）

○ ミシガン州刑法は

- ① 被害者が、行為者の3親等内の親族である場合（注）
 - ② 被害者が16歳以上18歳未満の学校の生徒で、かつ、行為者が当該学校の教師等である場合
 - ③ 被害者が16歳以上26歳未満で、教育サービスを受けている者であり、かつ、行為者が当該教育サービスに係る学校の教師等である場合
 - ④ 行為者が被害者が属するチャイルド・ケア団体の従業員等である場合
- における性的挿入は、第三級性犯罪（第750.520d条(1)(d)ないし(g):15年以下の拘禁刑）と規定している（「強制又は抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられた場合」（第750.520d条(1)(b)）と同一の法定刑。）。

なお、被害者が13歳以上16歳未満で、かつ、行為者と同一世帯の構成員の場合、4親等内の親族の場合、行為者が被害者に対して権限を有する地位にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使した場合、行為者が被害者が入学している学校の教師等である場合、又は、行為者が被害者が属するチャイルド・ケア団体の従業員等である場合における性的挿入は、第一級性犯罪（第750.520b条(1)(b)(i)ないし(vi):無期拘禁刑又は有期拘禁刑）となる。

(注) 被害者が被告人に対して権限を有する立場にあり、被告人をして性的挿入を犯させるためにその権限を行使した場合は、抗弁となる。また、被告人と被害者が違反行為時に婚姻していたときは適用されない（第750.520条d(1)(d)）。

○ ニューヨーク州刑法は

性的行為が被害者の同意なくして行われたことが、本条で規定する全ての犯罪の要件である（刑法第130.05条第1項）と規定した上で

- ① 被害者が、州の矯正及び地域監督局又は病院の保護及び拘禁若しくは監督に付託されている場合であって、かつ、行為者が、当該被害者が同局又は病院の保護及び拘禁若しくは監督に付託されていることを知り、又は、合理的に知っているべき従業員である場合
- ② 被害者が、その期間が矯正法第400条第2項に規定され、地方矯正施設の保

護及び拘禁に付託されている場合であって、かつ、行為者が、当該被害者と婚姻しておらず、当該被害者がかかる施設の保護及び拘禁に付託されていることを知り、又は、合理的に知っているべき従業員である場合

- ③ 被害者が、児童・家庭サービス事務所の宿泊観護に付託又は配置されている場合であって、かつ、かつ、行為者が、当該被害者と婚姻しておらず、当該被害者が児童・家庭サービス事務所の宿泊観護に付託又は配置されていることを知り、又は、合理的に知っているべき従業員である場合
- ④ 被害者が、依頼人又は患者である場合であって、かつ、行為者が、第130.25条に規定する第三級強姦罪、第130.40条に規定する第三級犯罪的性的行為罪、第130.65-a条に規定する第四級加重性的虐待罪若しくは第130.55条に規定する第三級性的虐待罪で訴追されているヘルス・ケア・プロバイダー又はメンタル・ヘルス・ケア・プロバイダーである場合で、当該性的行為が、治療、診察、面談又は検査の間に行われたとき。又は、被害者が、精神保険事務所、発達障害者のための施設若しくはアルコール中毒及び濫用物質サービス事務所によって運営、許可若しくは保証されている宿泊施設の宿泊者若しくは入院患者である場合であって、かつ、行為者が、当該宿泊者又は入院患者と婚姻していない、当該施設の従業員であるとき

には、同意する能力がないとみなす旨規定し（刑法第130.05条第3項(e)ないし(h)）、これらの理由で同意能力を欠く他人と性交したときは第三級強姦罪（刑法第130.25条第1項）、口淫又は肛門性交したときは第三級犯罪的性的行為罪（刑法第130.40条第1項）異物等挿入したときは第四級加重性的虐待罪（刑法第130.65-a条）となる（いずれもE級重罪（1年6月以上4年以下の拘禁刑）であり、強制的強要による性交、口淫又は肛門性交（5年以上25年以下の自由刑）、強制的強要による異物等挿入（2年以上7年以下の自由刑）よりも軽い法定刑を定めている。）。

また、ニューヨーク州刑法は

- ・ 姻族であるかどうかにかかわらず、先祖、子孫、全血若しくは半血の兄弟姉妹、おじ、おば、甥又は姪という関係にあることを知っている者に対し、第130.35条第3号及び第4号に規定する第一級強姦罪、第130.50条第3号及び第4号に規定する第一級犯罪的性的行為罪を行った者は、第一級近親相姦罪（第255.27条、B級重罪：5年以上25年以下の拘禁刑）

- ・ 姻族であるかどうかにかかわらず、先祖、子孫、全血若しくは半血の兄弟姉妹、おじ、おば、甥又は姪という関係にあることを知っている者に対し、第130.30条に規定する第二級強姦罪、第130.45条に規定する第二級犯罪的性的行為罪を行った者は、第二級近親相姦罪（第255.26, D級重罪：2年以上7年以下の拘禁刑）
- ・ 姻族であるかどうかにかかわらず、先祖、子孫、全血若しくは半血の兄弟姉妹、おじ、おば、甥又は姪という関係にあることを知っている者と婚姻し、性交、口淫、肛門性交をした者は、第三級近親相姦罪（第255.25条, E級重罪：1年以上4年以下の拘禁刑）と規定している。

○ カリフォルニア州刑法は

- ・ 保護管理者が、保護管理されている者に対し、行為者又は被害者の肉欲、情欲若しくは性的欲望を刺激し、求め又は満足させる目的で、意図的かつ淫らに、わいせつ又は淫らな行為を行った場合には、公共犯罪で有罪とし、州刑務所において、1年、2年若しくは3年の、又は、郡刑務所において、1年以下の拘禁刑（刑法第288条(c)(2)）
- ・ 「保護管理者」とは、児童養護施設等の公的又は私的施設のいずれかが高齢者又は被保護管理者に対する介護を提供する場合の、当該施設の所有者、経営者、管理者、従業員、独立契約者、代理人又はボランティアをいう。
- ・ 「保護管理されている者」とは、通常の活動を行うための若しくは自己の権利を保護するための能力が制限される身体的又は精神的損傷を有する者をいい、身体障害若しくは発達障害を有する者又は高齢によりその肉体的若しくは精神的能力が相当程度減退している者を含む（ただし、これらの者に限定されない）

などと規定している（威力、暴行等による性交、肛門性交又は異物等挿入（8, 6, 3年の自由刑）よりも軽い法定刑を定めている。）。

なお、保護管理者が、保護管理されている者に対し、上記と同様の目的で、威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、わいせつ又は淫らな行為を行った場合には、重罪で有罪とし、州刑務所において、5年、8年又は10年の拘禁刑に処され

る（刑法第288条(b)(2)）。

また、カリフォルニア州刑法第285条は、血族・姻族関係にある14歳以上の者による性交等を処罰している（16か月、2年又は3年の拘禁刑）。

2 イギリス（イングランド・ウェールズ）

Sexual Offences Act 2003は

- 信頼される立場を悪用して18歳未満の児童と性的活動を行う罪（第16条）として
 - ・ 18歳以上の者（A）が、故意に他人（B）に性的接触を行い、AがBとの関係で信頼される立場にあり、AがBとの関係で信頼される立場にいる根拠となる事情を知っていたか又は知っていたと合理的に期待でき、かつ、Bが18歳未満であり、AにおいてBが18歳以上であると合理的に信じていなかった、又は、Bが13歳未満である場合には、正式起訴の場合は5年以下の拘禁刑等（同条）
 - ・ 「AがBとの関係で信頼される立場にある場合」とは、①Aが裁判所の命令その他法律により施設に拘置された18歳未満の者を世話しており、Bがその施設に拘置されている場合、②Aが、Children Act 1989 第22C条第6項の機関などにより宿泊及び管理が提供されている住居その他の場所に住む18歳未満の者を世話しており、Bが当該住居等の住人であり、宿泊又は管理の提供を受けている場合、③Aが、病院等の施設に入所し保護を受けている18歳未満の者を世話しており、Bが当該施設で入所し保護を受けている場合、④Aが、教育機関で教育を受けている18歳未満の者を世話しており、Aは当該教育機関で教育を受けていないが、Bは当該教育機関で教育を受けている場合をいう（第21条）
- 一定の親族関係にある18歳未満の児童と性的活動を行う罪（第25条）として
 - ・ 人（A）が、故意に他人（B）に性的接触を行い、AとBが一定の親族関係にあり、AがBとの一定の親族関係を知っていたか又は知っていたと合理的に期待でき、かつ、Bが18歳未満であり、AにおいてBが18歳以上であると合理的に信じていなかった、又は、Bが13歳未満である場合、被告人が犯行時18歳以上であるときは、正式起訴により14年以下の拘禁刑等（同

条)

- ・ 「一定の親族関係」とは、①一方が他方の親、祖父母、兄弟、姉妹、半血兄弟、半血姉妹、おば若しくはおじであるか、又は、AがBの里親であるか若しくは過去に里親であったこと、②AとBが同一世帯に住んでおり若しくは住んでいたことがあり、又は、Aが定期的にBの世話、訓練、監督に携わり若しくは携わったことがあり若しくは単独でBの世話をしており若しくは世話をしていたことがあり、かつ、一方が他方の継親であるか若しくは継親であったか、AとBがいどこであるか、一方が他方の継兄弟若しくは継姉妹であるか若しくはそのような関係であったか、又は、一方の親若しくは現在若しくは過去の里親が、他方の里親であるか若しくは里親であったこと、③AとBが同一世帯に住んでおり、かつ、Aが定期的にBの世話、訓練、監督に携わり、又は単独でBの世話をしていることをいう（第27条）
- ケアワーカーが精神障害者と性的活動を行う罪（第38条）として
 - ・ 人（A）が、故意に他人（B）に性的接触を行い、Bが精神障害を有しており、Aにおいて、Bが精神障害を有していることを知っていたか又は知っていたと合理的に期待し得、かつ、AがBのケアに携わっていた場合は、正式起訴の場合には10年以下の拘禁刑等（同条）
 - ・ 「AがBのケアに携わる」とは、①Bがケアホーム等に宿泊して保護されており、かつ、Aがこれらの施設で雇用中に、定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性のある業務を行う場合、②Bがナショナル・ヘルス・サービス系列組織又は民間医療機関等から医療サービスを受ける患者であり、Aがこれらの医療機関において雇用中に、定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性のある業務を行う場合、③Aが、雇用中であろうとなかろうと、Bの精神障害に関連してBの世話、補助、サービスを提供する者であり、そのような者として定期的にBと直接会って接触する又は接触する可能性がある場合、をいう（第42条）
- 成人の親類との性交：挿入（第64条）として
 - ・ 16歳以上の者（A）が、Aが身体の一部又は物を他人の膣又は肛門に故意に挿入したこと、又は、陰茎を他人の口に故意に挿入したこと、挿入が性的であること、他人（B）が18歳以上であること、AがBと関係していること、かつ、AはBと関係していることを知っているか又は知っていたと合

理的に期待できる場合、正式起訴の場合には2年以下の拘禁刑等

- ・ 「AがBに関係している」とは、親（要親を含む）、祖父母、子ども（養子を含む）、孫、兄弟、姉妹、半血兄弟、半血姉妹、おじ、おば、甥又は姪であることをいう

○ 成人の親類との性交：挿入への同意（第65条）として

- ・ 16歳以上の者（A）が、他人（B）がBの身体の一部又は物をAの膣又は肛門に挿入し、又はBの陰茎をAの口に挿入したこと、Aはその挿入に同意していること、挿入が性的であること、Bが18歳以上であること、AがBと関係していること、かつ、AはBと関係していることを知っているか又は知っていたと合理的に期待できる場合、正式起訴の場合には2年以下の拘禁刑等

- ・ 「AがBに関係している」とは、親（要親を含む）、祖父母、子ども（養子を含む）、孫、兄弟、姉妹、半血兄弟、半血姉妹、おじ、おば、甥又は姪であることをいう

などと規定している。

いずれの規定も、最高で終身刑を定めるレイプ（第1条）及び挿入による暴行（第2条）との関係では、軽い法定刑を定めている。

3 フランス

フランス刑法第227-27条（15歳以上の未成年者に対する性的侵害）は

- 暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴わない、15歳以上の未成年者に対する性的侵害は、①尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき、②職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したときには、3年の拘禁刑等（強姦（第222-23条）：15年の拘禁刑よりも軽い法定刑が定められている。）

と規定している。

なお、強姦（第222-23条）やそれ以外の性的攻撃（第222-27条）、未成年者に対する性的侵害（227-25条）を、①尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する全ての者が実行したとき、②職務上付託された権限を有する者がこれを濫用して実行したときは、それぞれ刑を加重する規定がある（強姦につき第222-24条（加重的強姦）第4、5号：15年を20年の拘禁刑に加重、強姦以

外の性的攻撃につき第222-27条（加重的性的攻撃）第2, 3号：5年を7年の拘禁刑に加重，未成年者に対する性的侵害につき第227-26条（尊属等による未成年者に対する性的侵害）：5年を10年の拘禁刑に加重）。

4 ドイツ

ドイツ刑法は

- ①教育，職業教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられている16歳未満の者に対し，②教育，職業教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられ，若しくは，職務上若しくは労働上の関係の枠内で部下に当たる18歳未満の者に対して，教育上，職業教育上，世話上，職務上若しくは労働上の関係と結びついた従属性を濫用して，③行為者の18歳未満の実子若しくは養子に対して，性的行為を行うなどした者（第174条（保護を委ねられている者に対する性的虐待））
- 教育，職業教育，監督又は世話が行為者に委ねられている，受刑者又は官庁の命令による被収容者に対して，その地位を濫用して，性的行為を行うなどした者（第174条a第1項（受刑者，被収容者に対する性的虐待））
- 病者又は要援助者のための施設に入所しており，その監督又は世話が行為者に委ねられている者に対して，その病気若しくは援助の必要性に乗じて，性的行為を行うなどした者（第174条a第2項（施設内の病人，要援助者に対する性的虐待））
- 刑事手続，自由を剥奪する改善及び保安処分手続又は官庁による収容命令手続に協力することを職務とする公務担当者が，手続により基礎付けられる従属性を濫用し，手続対象者に対して性的行為を行うなどしたとき（第174条b（官職の地位を利用した性的虐待））
- 相談，治療若しくは世話を行う関係を濫用して，中毒症を含む精神若しくは心の疾患若しくは障害を理由に，又は，身体的な疾患若しくは障害を理由に，相談，治療又は世話が行為者に委ねられている者に対して性的行為を行うなどした者（第174条c第1項（相談，治療又は世話を行う関係を利用した性的虐待））
- 治療を行う関係を濫用して，精神療法が行為者に委ねられている者に対して性的行為を行うなどした者（第174条c第2項（相談，治療又は世話を行う関係を利用した性的虐待））

は、いずれも3月以上5年以下の自由刑と規定している（暴行等による性的強要（第177条第1項：1年以上15年以下の自由刑）、暴行等による強姦（第177条第2項：2年以上15年以下の自由刑）よりも軽い法定刑が定められている。

また、ドイツ刑法は

- 血族である卑属と性交した者は3年以下の自由刑等、血族である直系尊属と性交した者及び性交した血族である兄弟姉妹は2年以下の自由刑等（ただし、卑属及び兄弟姉妹が行為時に18歳に達していなかったときは、罰せられない）（第173条（親族との性交））

と規定している。

5 韓国

韓国刑法は

- 業務、雇用その他の関係により、自らの保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力により、姦淫した者は、5年以下の懲役等（第303条第1項（業務上威力等による姦淫））
- 法律により拘禁された人を監護する者が、その人を姦淫したときは、7年以下の懲役（第303条第2項（業務上威力等による姦淫））

を規定している（いずれも、暴行等による強姦（第297条：3年以上30年以下の懲役）よりも軽い法定刑を定めている。）。

なお、性暴力犯罪の処罰法に関する特例法は

- 障害者の保護、教育等を目的とする施設の長又は従事者が、保護、監督の対象である障害者に対し、強姦等の罪を犯した場合における刑の加重（第6条第7項：同条第1項から第6項に掲げる罪の刑の2分の1まで加重）

を規定している。